

第2部 各論

第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 計画の概要及び数値目標

1 国の基本指針

計画の基本的理念として、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

本計画においては、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に基づき、厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）に即して、計画策定の趣旨、令和5年度の目標値の設定、各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項、指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項、計画の達成状況の点検及び評価を定めます。

また、障害者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、次の項目について、目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標値と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■基本的な考え方

国の基本指針	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
本市の方針	<p>①令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。</p> <p>②令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上減少させることを目指します。</p> <p>地域生活移行者数 9人 施設入所者の削減数 2人</p>

■目標値の設定

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数 (A)	151人	○ 令和元年度末において、福祉施設に入所している者の数
地域生活移行者数 (B)	9人	○ 令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。 $151人 \times 6\% \doteq 9人$
施設入所者数の減少 (C)	2人	○ 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上減少させることを目指します。 $151人 \times 1.6\% \doteq 2人$
新規入所者数 (B) - (C)	7人	○ 令和5年度末までに、新規に福祉施設に入所する者の数、地域生活移行者数 (B) - 施設入所者数の減少数 (C) = 9人 - 2人 = 7人
令和5年度末の施設入所者数 (A) - (C)	149人	○ 令和5年度末の施設入所者数見込み

- 施設入所者数には、「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」（以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数を除きます。
- 地域生活移行者とは、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の住宅へ移行した者をいいます（家庭復帰を含みます。）。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	令和5年度末までに、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
本市の方針	令和5年度末までに、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを目標とします。 また、自立支援協議会として協議の場を設置し、協議することとします。 精神障害者の退院後の地域生活平均日数 316日

- 入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とします。(国の基本指針より)

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
本市の方針	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保します。 また、その際、運用状況の検証や整備箇所数増加の必要性等の検討については、自立支援協議会において、年1回以上の協議を実施します。 地域生活支援拠点等の数 1か所 年1回以上の運用状況の検証及び検討の協議回数 1回以上

- 地域生活支援拠点

居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約して整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数

■基本的な考え方

国の基本指針	①令和5年度中の一般就労移行者数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 ②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を定める。
--------	--

本市の方針	<p>① 令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数は、令和元年度の実績の1.27倍以上とすることを目指します。</p> <p>② 令和5年度中に一般就労に移行する者の人数を、「就労移行支援事業」は1人、「就労継続支援A型事業」は2人、「就労継続支援B型事業」は2人を目標とします。</p> <p style="text-align: center;">一般就労移行者数 5人</p> <p style="text-align: center;">「就労移行支援事業」から一般就労移行者数 1人</p> <p style="text-align: center;">「就労継続支援A型事業」から一般就労移行者数 2人</p> <p style="text-align: center;">「就労継続支援B型事業」から一般就労移行者数 2人</p>
-------	--

○ 令和5年度の一般就労への移行実績は、令和元年度の一般就労への移行実績の「就労移行支援事業」は1.3倍以上、「就労継続支援A型事業」は1.26倍、「就労継続支援B型事業」は1.23倍とすることを基本とします。(国の基本指針より)

■目標値の設定(年間)

項目	数値	考え方
令和元年度中の一般就労移行者数	4人	○ 令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
令和5年度中の一般就労移行者数	5人	○ 令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数は、令和元年度の実績の1.27倍以上とすることを目指します。 4人×1.27倍=5人

- 福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)を行う施設です。
- 一般就労移行者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援(A型)の利用者となった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者のことです。

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

■基本的な考え方

国の基本指針	<p>① 令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>② 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
本市の方針	<p>① 令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。</p> <p>② 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。</p> <p style="text-align: center;">就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者数 4人</p> <p style="text-align: center;">就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 1事業所</p>

- 「就労定着率」とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合のこと。(国の基本指針より)
- 一般就労に移行する者の数および就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。(国の基本指針より)

■目標値の設定(年間)

項目	令和5年度
令和2年度の就労移行支援事業の目標利用者数	77人(令和2年度目標値)
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数	25人
令和5年度の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	14人
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	10人

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	1事業所	1事業所	1事業所

(5) 障害児支援の提供体制の整備

児童発達支援センター、保育所等訪問支援

■基本的な考え方

国の基本指針	<p>①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
本市の方針	<p>これまでの実績及び実情を踏まえ、以下のとおり目標値を設定します。</p> <p>児童発達支援センター 1か所 保育所等訪問支援 2か所</p>

■目標値の設定(年間)

種別	令和2年度末時点	【目標値(5)-1】 令和5年度末時点
児童発達支援センター	1か所	1か所

保育所等訪問支援	2か所	2か所
----------	-----	-----

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

■基本的な考え方

国の基本指針	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
本市の方針	<p>これまでの実績及び実情を踏まえて、以下のとおり目標値を設定します。</p> <p>主に重症心身障害児を対象とする</p> <p>児童発達支援事業所数 1か所</p> <p>放課後等デイサービス事業所数 1か所</p>

■目標値の設定（年間）

種別		令和2年度末時点	令和5年度末時点
主に重症心身障害児を対象とする	児童発達支援	0か所	1か所
	放課後等デイサービス	0か所	1か所

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	<p>①令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p> <p>②医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> <p>※なお、①及び②ともに、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
本市の方針	<p>①医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。</p> <p>②医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、「医療的ケア児に関するコーディネーター」を配置することを目指します。</p> <p>協議の場の設置 1か所</p> <p>医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 4人</p>

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
本市の方針	<p>基幹相談支援センターの設置、障害者地域活動支援センターや障害児の相談窓口の設置、各地域での障害者相談員の設置</p> <p>基幹相談支援センター1か所、障害者地域活動支援センター1か所、障害者児相談（チャレンジドサポート奄美、地域活動支援センターゆらい）2か所、地域の障害者相談員8名確保済み</p>

○ 取組の実施に当たり、基幹相談支援センター又はその他の事業がその機能を担うことを検討する。(国の基本指針より)

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	<p>○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 鹿児島県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加。</p> <p>○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を整備し実施する。</p> <p>○指導監査結果の共有 鹿児島県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制を整備し実施する。</p>

第2節 第6期障害福祉計画サービスの見込みと確保方策

令和5年度における目標値を達成できるように、令和3年度から令和5年度までの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援並びに指定通所支援または指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービスの見込量と確保方策

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

(1) 事業内容

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる介助を行います。

② 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、自宅等で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の補助を行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助などを行います。

④ 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 実施に関する考え方

在宅の障害者が日常生活を営む上で必要なサービスを利用者個々の生活状況に応じて、提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量 (1 か月当たり)

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
居宅介護	190 人	183 人	195 人	145 人	200 人	148 人
	2,900 時間	2,229 時間	3,000 時間	2,103 時間	3,100 時間	2,134 時間
重度訪問 介 護	25 人	23 人	28 人	28 人	30 人	28 人
	1,300 時間	1,352 時間	1,350 時間	1,918 時間	1,400 時間	1,971 時間
同行援護	35 人	33 人	37 人	37 人	40 人	34 人
	600 時間	558 時間	650 時間	638 時間	700 時間	504 時間
行動援護	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
重度障害者 等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

重度障害者等包括支援の実績はないが、居宅介護は減少傾向、その他は横ばいとなっております。

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
居宅介護	160 人	160 人	160 人
	2,100 時間	2,100 時間	2,100 時間
重度訪問 介 護	26 人	26 人	26 人
	1,800 時間	1,800 時間	1,800 時間
同行援護	35 人	35 人	35 人
	570 時間	570 時間	570 時間
行動援護	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
重度障害者 等包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間

(5) 見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障害者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。また、障害者のしおり等により事業の周知を図ります。

2 日中活動系サービスの見込量と確保方策

(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援

(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所)

2-1 生活介護

(1) 事業内容

常に介護が必要な人に、主として昼間に施設で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の身体的機能または生活能力向上のために必要な援助を行います。

(2) 実施に関する考え方

介護を必要とする障害者が地域で生活できるよう、施設において、利用者個々のニーズに即したサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	240人	201人	250人	193人	260人	196人
	4,800人日 /月	3,800人日 /月	5,100人日 /月	3,873人日 /月	5,300人日 /月	3,947人日 /月

利用者数・利用量ともに横ばい傾向ですが、計画を下回っています。

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
生活介護	195人	195人	195人
	3,900人日/月	3,900人日/月	3,900人日/月

(5) 見込量確保のための方策

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

2-2 自立訓練(機能訓練)

(1) 事業内容

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間18か月)、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。

(2) 実施に関する考え方

自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な機能訓練を提供し

ます。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

サービス量は減少傾向ですが、アンケートでは自立訓練の利用希望があり一定の需要があると思われることから、第6期計画では現状維持を見込みます。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立訓練	10人	13人	12人	5人	14人	3人
（機能訓練）	50人日/月	79人日/月	60人日/月	40人日/月	70人日/月	14人日/月

利用者数・利用量ともに実績は増減を繰り返しており、計画を下回っています。

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
自立訓練	7人	7人	7人
（機能訓練）	45人日/月	45人日/月	45人日/月

(5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制の確保について、サービス提供事業者と連携を図るとともに、基盤整備を促進します。

2-3 自立訓練（生活訓練）

(1) 事業内容

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所・入院者の場合36か月）、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

(2) 実施に関する考え方

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な生活訓練を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立訓練	30人	22人	32人	17人	35人	11人
（生活訓練）	350人日/月	256人日/月	370人日/月	308人日/月	400人日/月	197人日/月

利用者数・利用量ともに実績は増減を繰り返し、計画を下回っています。

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
自立訓練	17人	17人	17人
(生活訓練)	260人日/月	260人日/月	260人日/月

(5) 見込量確保のための方策

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図るとともに、基盤整備を促進します。

2-4 就労移行支援

(1) 事業内容

一般企業等への就労希望者に、一定の期間（標準期間24か月）における生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者の一般就労への移行を推進します。

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、及び特別支援学校などの関係機関と連携し、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案し、また、国の基本指針に基づき、令和5年度末の利用者数が令和元年度末の利用者から2割以上増加するよう見込み、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
就労移行	75人	84人	76人	36人	77人	25人
支 援	900人日/月	901人日/月	910人日/月	653人日/月	920人日/月	439人日/月

利用者数・利用量ともに実績は減少傾向で、令和元年度は計画を下回っています。

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
就労移行	43人	43人	43人
支 援	790人日/月	790人日/月	790人日/月

(5) 見込量確保のための方策

障害者の就労の場を幅広く確保する観点から、自立支援協議会、基幹相談支援センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援ネットワーク会議を活用しながら

ら、関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します

2-5 就労継続支援(A型・B型)

(1) 事業内容

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

(2) 実施に関する考え方

個々のニーズや適性に応じた作業内容、作業時間等に配慮した適切な支援を行い、就労の機会を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量(1か月当たり)

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労継続支援(A型)	15人	15人	17人	15人	19人	16人
	154人日/月	178人日/月	170人日/月	257人日/月	190人日/月	281人日/月
就労継続支援(B型)	345人	400人	355人	374人	370人	394人
	4,900人日/月	5,488人日/月	5,200人日/月	6,566人日/月	5,500人日/月	6,916人日/月

利用者数・利用量ともに実績は増加傾向です。

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
就労継続支援(A型)	17人	18人	19人
	290人日/月	300人日/月	310人日/月
就労継続支援(B型)	400人	410人	420人
	7,300人日/月	7,400人日/月	7,500人日/月

(5) 見込量確保のための方策

障害者の就労の場を幅広く確保する観点から、自立支援協議会、基幹相談支援センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援ネットワーク会議を活用しながら、関係機関と連携を図ります。また、事業所の振興や工賃の増額を図るため、「障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、本市の物品や役務等の受注拡大に努めます。

2-6 就労定着支援

(1) 事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般企業等への就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者の一般就労への定着を推進します。

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、雇用後の職場への定着支援を行います。

(3) 見込量の考え方

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数・就労定着者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労定着 支 援	45人	3人	48人	5人	51人	7人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
就労定着 支 援	8人	9人	10人

(5) 見込量確保のための方策

障害者の就労の場を幅広く確保する観点から、自立支援協議会、基幹相談支援センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援ネットワーク会議、関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。

2-7 療養介護

(1) 事業内容

医療の必要な障害者で、常に介護が必要な人に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の援助を行います。

(2) 実施に関する考え方

常時介護を必要とする障害者に必要なサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
療養介護	17人	14人	17人	14人	17人	14人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
療養介護	14人	14人	14人

(5) 見込量確保のための方策

療養介護については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者など重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ受け入れが可能なサービスであることから、医療機関と連携することにより、見込量の確保に努めます。

2-8 短期入所(ショートステイ)

(1) 事業内容

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

(2) 実施に関する考え方

介護を必要とする障害者が自ら選択する地域で生活できるよう、将来の施設入所やグループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合や、家族等の介護者の病気や休息（レスパイト）により利用する場合に、サービスを実施します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
短期入所 (福祉型)	45人	49人	46人	26人	47人	22人
	280人日/ 月	304人日/ 月	290人日/ 月	382人日/ 月	300人日/ 月	340人日/ 月

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
短期入所 (福祉型)	32人	32人	32人
	340人日/月	340人日/月	340人日/月

(5) 見込量確保のための方策

短期入所については、今後需要が増えると見込まれることから、事業者と連携し、サービス

の確保を図ります。また、緊急的な相談に対応するため、基幹相談支援センターや障害者地域生活支援拠点と連携し、受け入れ体制の確保を図ります。

そのほか、将来のグループホームへの入居やひとり暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域生活の体験の場を障害者地域生活支援拠点で提供します。

3 居住系サービスの見込量と確保方策

(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)

3-1 自立生活援助

(1) 事業内容

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談や要請があった際には、随時の対応も行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、適時のタイミングで適切な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数等の実情を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	20人	0人	25人	0人	30人	0人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
自立生活援助	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

障害者が地域で自立した生活を送る上で、必要なサービスを提供できるよう、関係事業所との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

3-2 共同生活援助(グループホーム)

(1) 事業内容

共同生活を営む住居に入居している障害者に、主として夜間に相談その他必要な日常生活上

の援助のほか、ニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(2) 実施に関する考え方

入所施設から地域生活への移行者のうち、約3割がグループホームを利用しており、今後もグループホームを活用して、地域生活への移行を推進します。

共同生活を営む住居に入居している障害者の日常生活に支障がないように、必要とするサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者の地域生活への移行時における共同生活援助の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
共同生活援助	63人	82人	65人	76人	70人	78人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
共同生活援助	80人	85人	90人

(5) 見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を図るためには、グループホームの整備が重要であることから、基盤整備を促進します。また、将来のグループホームへの入居やひとり暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域生活の体験の場として障害者地域生活支援拠点で提供します。

そのほか、地域の理解を深められるよう、障害に対する理解の普及、啓発を図ります。

3-3 施設入所支援

(1) 事業内容

施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護や相談、助言その他の必要な日常生活上の援助を行います。

(2) 実施に関する考え方

施設入所が必要な人の日常生活や訓練等に支障がないよう、必要とするサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

令和2年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、利用者数の見込みを設定します。

施設入所からの地域移行を進める観点から利用者の減を見込みますが、一方では本市内の全ての施設で入所待機者がいる状況であり、一定の需要もあります。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
施設入所支援	156人	156人	154人	149人	152人	148人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
施設入所支援	147人	146人	145人

施設入所者数には、整備法による旧指定施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数を除きます。

(5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより、適切なサービス供給ができる体制の確保に努めます。

4 相談支援サービスの見込量と確保方策

(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

4-1 計画相談支援

(1) 事業内容

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成などを行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成等を推進します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
計画相談支援	780人	755人	785人	800人	790人	835人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
計画相談支援	850人	860人	870人

(5) 見込量確保のための方策

自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターや障害者地域生活支援拠点と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

4-2 地域相談支援(地域移行支援)

(1) 事業内容

障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者等が地域へ移行する場合に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

(2) 実施に関する考え方

退所、退院を希望する障害者に対し、地域生活への移行準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出時の同行や住まい探しなどの支援を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域移行支援	2人	1人	4人	0人	6人	0人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
地域移行支援	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

退所、退院が可能な障害者に対し、地域移行へ向けた意欲の喚起及び医療機関等への制度の周知を図るとともに、関係機関への研修を行うなど支援できる体制の確保に努めます。

4-3 地域相談支援(地域定着支援)

(1) 事業内容

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域生活移行者に対し、夜間等も含む緊急時の連絡・相談等の支援を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し

て、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
地域定着支援	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

地域生活への移行後、障害者本人及び家族への個別支援や地域で孤立しないための居場所づくり等に取り組んでいけるよう体制の確保に努めます。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(1) 事業内容

自立支援協議会を協議の場として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議を行います。

(2) 実施に関する考え方

保健、医療及び福祉関係者による協議の場において、重層的な連携による支援体制構築のための目標設定及び評価を実施します。

(3) 見込量の考え方

重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数、関係者ごとの参加者数、目標の設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
協議の場の開催回数	1回	1回	1回
参加者数	20人	20人	20人
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(5) 見込量確保のための方策

より充実した支援体制が構築できるよう、関係機関と連携を図りながら協議の場を開催します。

6 相談支援体制の充実・強化のための取組

(1) 事業内容

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、連携強化に関する取組等を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 実施に関する考え方

地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化を図ります。

(3) 見込量の考え方

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援件数、連携強化に関する取組の実施回数を見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援の実施	実施する	実施する	実施する
相談支援事業者に対する 訪問等による指導・助言件数	12件	12件	12件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
相談機関との連携強化に関する 取組の実施回数	12回	12回	12回

(5) 見込量確保のための方策

相談支援体制の充実・強化のため、相談支援事業者と連携を図りながら実施します。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 事業内容

障害者総合支援法に具体的内容の理解を促進するため、都道府県等が実施する障害福祉サービス等に関わる研修等へ市職員が参加して、知識と技能の向上を図ります。

障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析し、事業所等と共有することにより、適切なサービスの提供体制を構築し、質の向上を図ります。

指導監査結果等について関係部署等と共有し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 実施に関する考え方

都道府県等が実施する障害福祉に関する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等、事業者向けの研修の聴講等へ積極的に参加し、知識と技能の習得に努めます。

システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有することで、請求にあつ

て留意すべき事項を把握し、双方の事務負担軽減につなげます。

指導監査結果等について、関係部署等で共有する機会を設けます。

(3) 見込量の考え方

障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数見込みを設定します。

指導監査結果を共有するための実施回数見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有実施回数	1回	1回	1回
指導監査結果を共有するための実施回数	1回	1回	1回

(5) 見込量確保のための方策

障害福祉サービスの質を向上させるための取組として、毎年度、都道府県等が実施する障害福祉サービス等に関わる研修等へ支給決定担当職員1名が参加します。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する機会を設けます。

指導監査結果を共有する機会を設けます。

第3節 第2期障害児福祉計画サービスの見込みと確保方策

1 障害児支援の見込量と確保方策

(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援ほか)

5-1 児童発達支援、放課後等デイサービス

(1) 事業内容

児童発達支援は、未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービスは、就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流のための支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	85人	93人	87人	91人	89人	91人
	860人日/月	697人日/月	870人日/月	776人日/月	880人日/月	872人日/月
放課後等デイサービス	83人	102人	84人	150人	85人	167人
	1,130人日/月	1,003人日/月	1,152人日/月	1,352人日/月	1,180人日/月	1,672人日/月

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
児童発達支援	100人	110人	120人
	900人日/月	1,000人日/月	1,100人日/月
放課後等デイサービス	170人	180人	190人
	1,700人日/月	1,800人日/月	1,900人日/月

(5) 見込量確保のための方策

児童発達支援センターとの連携によるスタッフのスキルアップに務めると共に、個別支援計

画やモニタリング報告書等を通して実態と課題の把握に努めます。

5-2 保育所等訪問支援

(1) 事業内容

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
保育所等	6人	5人	7人	6人	8人	8人
訪問支援	6人日/月	5人日/月	7人日/月	6人日/月	8人日/月	8人日/月

利用者数・利用量ともに実績は増加傾向で、計画を上回る見込みです。

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
保育所等	10人	10人	10人
訪問支援	10人日/月	10人日/月	10人日/月

(5) 見込量確保のための方策

保護者や保育所等への制度周知を図るとともに、個別支援計画や保育所等訪問支援報告書等を通して実態と課題の把握に努めながら、関係機関との連携を進め、サービス内容の充実を図ってまいります。

5-3 居宅訪問型児童発達支援

(1) 事業内容

重度の障害の状態にあり外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に調査した結果を勘案し、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅訪問型 児童発達 支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	10人日/月	0人日/月	10人日/月	0人日/月	10人日/月	0人日/月

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
居宅訪問型 児童発達 支援	1人	1人	1人
	10人日/月	10人日/月	10人日/月

(5) 見込量確保のための方策

制度周知を図るとともに、今後設置する予定の医療的ケア児にかかる連携、協議の場において、関係者への周知をはじめ、サービスのあり方等について、総合的に検討してまいります。

5-4 障害児相談支援

(1) 事業内容

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用するすべての児童が適切にサービスを利用できるよう、障害児支援利用計画の作成などを行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた利用計画を作成します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数、ニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
障害児 相談支援	180人	168人	190人	198人	200人	221人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
障害児 相談支援	230人	240人	250人

(5) 見込量確保のための方策

自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターと連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

5-5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(1) 事業内容

医療的ケア児に対する各種支援の調整を行います。

(2) 実施に関する考え方

コーディネーターの配置について医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場において協議します。

(3) 見込量の考え方

医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

(4) 見込量(年間)

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
配置人員	0人	0人	0人	1人	1人	3人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
配置人員	4人	4人	4人

(5) 見込量確保のための方策

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所へ周知し、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

5-6 障害児の子ども・子育て支援等の利用受け入れ

(1) 事業内容

障害児の子ども・子育て支援等の利用を受け入れます。

(2) 実施に関する考え方

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備の構築を目指します。

(3) 見込量の考え方

現に子ども・子育て支援事業等を利用している障害児のほか、利用していない障害児やその保護者のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

(4) 見込量（年間）

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
保育所	10人	10人	10人
幼稚園	5人	5人	5人
認定こども園	0人	0人	0人
放課後児童クラブ	0人	0人	0人

障害児の実数の把握が困難なため、補助金や委託費等の加算の支給を受けている対象者数を掲載しています。

(5) 見込量確保のための方策

障害児受入れを行っている保育所や児童クラブ等へ補助金の交付や委託費等の加算の支給を行います。

第4節 地域生活支援事業のサービスの見込みと確保方策

国は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、地域生活支援事業として、各種の事業を実施します。

1 理解促進・啓発事業

(1) 事業内容

障害や障害者等に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。

(2) 実施に関する考え方

障害者週間について市の広報紙やホームページに掲載し、周知・啓発を行うほか、見た目には障害があることが分かりにくい内部障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病等について理解促進に努めます。

2 自発的活動支援事業

(本人活動支援事業、ボランティア活動支援事業)

2-1 本人活動支援事業

(1) 事業内容

障害者本人によるボランティア活動を支援します。

(2) 実施に関する考え方

障害者団体に委託し、ボランティアの実習や地域のニーズに応じた各種ボランティア活動を行います。

2-2 ボランティア活動支援事業

(1) 事業内容

障害者及びその家族等の団体が行う障害者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供など障害者等に対するボランティア活動の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会等が実施する交流会、研修、講座、相談対応及びボランティア活動などの事業に対し、助成します。

3 相談支援事業

(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、住宅入居等支援事業)

3-1 障害者相談支援事業

(1) 事業内容

障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。

緊急の支援が必要な障害者に対して、一時的な保護を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域活動支援センター等に委託し、関係機関と連携しながら、地域における精神保健福祉等に関する包括的な相談支援を行います。

(3) 見込量の考え方

これまでの実施状況や障害者等のニーズを踏まえ、事業所の数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	2か所	3か所	2か所

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
実施箇所数	2か所	2か所	2か所

(5) 見込量確保のための方策

当該事業を委託している事業所が、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図るとともに、今後増加の見込まれる発達障害に関する相談にも対応できるよう、体制を整備します。また、緊急時に適切な対応が取れるよう24時間365日の相談体制を確保します。

3-2 基幹相談支援センター（基幹相談支援センター機能強化事業）

(1) 事業内容

障害者及び障害児のための総合的な相談業務をワンストップで行い、障害者虐待防止センターとしての役割も備える障害者基幹相談支援センターを運営します。

(2) 実施に関する考え方

社会福祉法人等に委託し、専門知識を有する職員を配置します。

3-3 地域生活支援拠点（地域移行のための安心生活支援）

(1) 事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。

(2) 実施に関する考え方

居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

コーディネーター事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置します。

3-4 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望している障害者等を対象に、入居契約手続き、関係機関との連絡・調整等の支援を行います。

4 成年後見制度利用支援事業

(1) 事業内容

身寄りがいない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障害者または精神障害者を対象に、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

(2) 実施に関する考え方

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障害者の保護を図ります。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

(4) 見込量(年間)

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
申立人数	1人	1人	1人	2人	1人	0人
助成人数	1人	1人	1人	2人	1人	0人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
申立人数	1人	1人	1人
助成人数	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

高齢者福祉課の委託事業である中核機関運營業務や関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布や中核機関運營業務による住民も含めた成年後見制度研修会等により、制度周知と利用促進に努めます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、高齢者福祉課の委託事業である中核機関運營業務の一環として、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

6 意思疎通支援事業

(手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業)

6-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(1) 事業内容

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障害者等とその他の人との意思疎通を支援します。

(2) 実施に関する考え方

市の手話通訳士が調整し、手話通訳者等・要約筆記者等の派遣を行います。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、派遣回数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎ 第5期計画

派遣事業	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話通訳	100回	110回	100回	105回	100回	110回
要約筆記					0回	3回

◎ 第6期計画

派遣事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
手話通訳	110回	110回	110回
要約筆記	5回	5回	5回

(5) 見込量確保のための方策

手話通訳者・手話通訳奉仕員養成研修事業、要約筆記養成研修により手話通訳者等、要約筆記者等の育成を進めます。

6-2 手話通訳者設置事業

(1) 事業内容

本庁に手話通訳士を配置し、各種の案内、手続きの支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

手話通訳士を配置します。

(3) 見込量の考え方

これまでの配置状況や障害者等のニーズを踏まえ、配置者数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
配置人数	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

本市手話通訳士と連携し、事業を実施します。

7 日常生活用具給付事業

(1) 事業内容

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

(2) 実施に関する考え方

障害者の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します。

(3) 見込量の考え方

これまでの給付状況や障害者等のニーズを踏まえ、各用具の給付件数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
介護訓練支援用具	10件	7件	10件	4件	10件	10件
自立生活支援用具	10件	12件	10件	19件	10件	10件
在宅療養等支援用具	20件	8件	20件	10件	20件	20件
情報・意思疎通支援用具	15件	8件	15件	13件	15件	15件
排せつ管理支援用具	1,000件	1,030件	1,000件	1,138件	1,000件	1,000件
住宅改修費	15件	3件	15件	7件	15件	15件

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
介護訓練支援用具	10件	10件	10件
自立生活支援用具	10件	10件	10件
在宅療養等支援用具	20件	20件	20件
情報・意思疎通支援用具	15件	15件	15件
排せつ管理支援用具	1,000件	1,000件	1,000件
住宅改修費	15件	15件	15件

(5) 見込量確保のための方策

日常生活用具の新たな技術開発等の情報の収集に努めます。また、品目の見直しを行う際は、重度障害者日常生活用具給付事業登録業者及び関係団体に周知します。

8 手話奉仕員養成研修事業

(1) 事業内容

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。

(2) 実施に関する考え方

関係団体に委託し、手話講習会を実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実施状況や修了者の実績を踏まえ、修了者数を見込みます。

(4) 見込量 (年間)

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話奉仕員養成	15人	25人	15人	21人	15人	15人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
手話奉仕員養成	15人	15人	15人

(5) 見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページで講習会の周知に努めます。また、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。要約筆記者等養成研修についても、県や他の機関とも連携し推進を図ります。

9 移動支援事業

(1) 事業内容

屋外での移動が困難な障害者等に外出時の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者等の社会参加と自立を促進するため、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のいずれかの指定を受けている事業者に委託し、移動支援を実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

(4) 見込量 (1か月当たり)

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	70人	63人	80人	34人	90人	90人
延利用時間	4,550時間	4,300時間	5,200時間	2,178時間	5,850時間	5,850時間

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
利用者数	50人	50人	50人
延利用時間	2,500時間	2,500時間	2,500時間

(5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

10 地域活動支援センター事業

(1) 事業内容

在宅の障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供します。

(2) 実施に関する考え方

障害者の自立と社会との交流を促進するため、障害者に対する専門的な知識・経験を有する事業者へ委託し、事業を実施します。

【Ⅰ型】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、精神障害者等に対し、医療及び福祉などの関係機関との連携強化のための調整、社会適応訓練等を実施します。

【Ⅱ型】就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

(4) 見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

		平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
Ⅰ型	利用者数	130人	66人	130人	68人	130人	70人
	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
Ⅱ型	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

◎ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	計画	計画
Ⅰ型	利用者数	70人	70人	70人
	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
Ⅱ型	利用者数	0人	0人	0人
	実施箇所数	0か所	0か所	0か所

(5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制の維持や支援の充実のため、事業者と連携を図ります。

Ⅰ型については、今後増加の見込まれる発達障害に関する相談等にも対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。Ⅱ型については、サービス内容の実情を踏まえた事業の見直しを検討します。

1 1 障害児等療育支援事業

(1) 事業内容

鹿児島県の事業で、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児とその家族に対して、家庭療育等についての相談、助言及び指導を行います。

(2) 実施に関する考え方

重症心身障害児施設に委託して、電話、来所者に対する相談・支援、外出困難者等に対する訪問相談、専門家・障害者当事者による相談会・講演会などを行います。

(3) 見込量の考え方

本市内の施設等に委託して療育機能の充実を図ります。

(4) 見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(5) 見込量確保のための方策

施設と連携し、実施します。

1 2 訪問入浴サービス事業

(1) 事業内容

家族の介助だけでは入浴することができない重度の障害者に対し、移動入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

(2) 実施に関する考え方

関係事業所に委託し、入浴サービスを提供します。

身体障害者の保健衛生の向上及び家族の介護負担の軽減を図ります。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
延利用者数	9 人	9 人	10 人	8 人	11 人	10 人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
延利用者数	10人	10人	10人

(5) 見込量確保のための方策

利用者のニーズの把握に努めるとともに、事業所と連携し事業を推進します。

1.3 日中一時支援事業

(1) 事業内容

障害者等を介護する人が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

(2) 実施に関する考え方

障害福祉サービスの生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のいずれかの指定を受けている事業者へ委託し、日中一時支援を実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

(4) 見込量（1か月当たり）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
利用者数	25人	20人	25人	20人	25人	20人

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
利用者数	20人	20人	20人

(5) 見込量確保のための方策

医療的ケア児への支援等の実態を踏まえながら、必要に応じた事業内容を検討します。

1.4 自動車運転免許取得・自動車改造助成

(1) 事業内容

身体障害者等が免許を取得するために要した費用及び身体障害者等が所有する自動車をその運転に適応するように改造するために要した費用の一部を助成します。

(2) 実施に関する考え方

自動車運転免許取得に対しては、限度額：10万円を助成します。また、自動車改造助成については、改造に要した費用（限度額：10万円）を助成します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、助成件数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎ 第5期計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
自動車運転免許取得	1件	1件	1件	2件	1件	0件
自動車改造	1件	1件	1件	0件	1件	0件

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
自動車運転免許取得	1件	1件	1件
自動車改造	1件	1件	1件

(5) 見込量確保のための方策

障害者の自立を促進するため、関係機関と連携し取組を進めるとともに、市ホームページやリーフレット等の活用により、利用を促進します。

15 ペアレントプログラムなど支援プログラム等の実施

(1) 事業内容

発達障害のある子どもと保護者の関わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたペアレントプログラムなどの支援プログラム等の受講等の促進に努めます。

(2) 実施に関する考え方

発達に気がかりのある子どもを持つ保護者を対象に、プログラムに基づく親支援教室を実施し、保護者自身が子どもの行動への適切な対処方法を学び、育児不安の軽減を図ります。

(3) 見込量の考え方

現状のペアレントプログラムなどの支援プログラム等の実施状況を踏まえ、受講者数の見込みを設定します。

(4) 見込量(年間)

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
ペアレントプログラム 講習受講者数	10人	10人	10人

(5) 見込量確保のための方策

保健師などを中心に、各保育所や幼稚園、学校等と連携しプログラムを開催することで、計画的に支援者を育成するとともに、保護者への案内や周知を図ります。